

岩手県告示第 742 号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成 9 年岩手県告示第 1089 号）で告示した雫石川東部鳥獣保護区、高松公園鳥獣保護区、盛岡市湯沢鳥獣保護区、松尾村金沢鳥獣保護区、岩洞湖鳥獣保護区、大船渡市蛸浦鳥獣保護区、仙人峠鳥獣保護区、釜石鳥獣保護区、宮古市鮎山鳥獣保護区、船越半島鳥獣保護区及び山田町小谷鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の雫石川東部鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の主要地方道盛岡和賀線と市道西仙北上太田 2 号線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を北東に進み市道盛岡駅前北通中川町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み雫石川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を南東に進み盛岡市中川町と雫石川の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み盛岡駅西通二丁目と雫石川の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み盛岡駅前通と雫石川の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み J R 東北本線との交点に至り、同点から同 J R 線を南東に進み雫石川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南西に進み市道西仙北太田 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道西仙北上太田 2 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の高松公園鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の市道堤頭自転車歩行者専用道と盛岡市高松一丁目と同三丁目の境界との交点を起点とし、起点から市道堤頭自転車歩行者専用道を東に進み市道上田 18 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道高松一丁目黒石野平線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上田 13 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道三ツ割 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道三ツ割 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道三ツ割 3 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高松一丁目 9 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道高松一丁目 19 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道高松一丁目 2 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高松一丁目 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み盛岡市高松一丁目 23 番と同 25 番の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み盛岡市高松一丁目 24 番と同 25 番の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み盛岡市高松一丁目と同三丁目の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の盛岡市湯沢鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の市道西部線と市道油田 2 号線との交点を起点とし、起点から市道西部線を南に進み市道赤林山 2 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み東北電力送電線陸中幹線との交点に至り、同点から同送電線を北に進み都南つどいの森と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み東北電力送電線陸中幹線との交点に至り、同点から同送電線を北に進み市道油田 2 号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の松尾村金沢鳥獣保護区の区域の表示 八幡平市地内の一般県道雫石東八幡平線と市道金沢 11 号線との交点を起点とし、起点から一般県道雫石東八幡平線を北東に進み松川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を東に進みイタザ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1541 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1546 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1547 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手山林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み市道金沢 11 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の岩洞湖鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道 455 号と岩洞ダム堰堤との交点を起点とし、起点から国道 455 号を西に進みさらに南に進み岩洞湖南端小石川堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を北西に進み岩洞発電所取水路に通ずる牧道との交点に至り、同点から同牧道を北に進みさらに西に進み岩洞発電所取水塔管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を西に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに北に進みさらに東に進み岩洞ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 6 変更後の大船渡市蛸浦鳥獣保護区の区域の表示 大船渡市地内の市道蛸ノ浦合足線と市道鳥沢 3 号線との交点を起点とし、起

点から市道蛸ノ浦合足線を南東に進み市道千丸線との交点に至り、同点から同市道を南に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を西に進み市道鳥沢3号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 7 変更後の仙人峠鳥獣保護区の区域の表示 遠野市地内の国有林岩手南部森林管理署遠野支署8林班へ及びとの各小班、9林班に3小班の区域並びに釜石市地内の国有林三陸中部森林管理署314林班の区域、民有林173林班9小班、174林班8から15までの各小班及び175林班の区域
- 8 変更後の釜石鳥獣保護区の区域の表示 釜石市地内の国道45号と一般県道水海大渡線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み水海川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って馬田岬、鷲ノ巣崎と迂回して進み市道魚河岸線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道釜石港線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み一般県道水海大渡線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 9 変更後の宮古市鮭山鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内のカメガ沢左岸と海岸線との交点を起点とし、起点からカメガ沢左岸を北に進み国有林三陸北部森林管理署21林班、20林班ち、と1、ほ、へ及びぬ小班と民有林11林班、国有林三陸北部森林管理署22林班、20林班ろ10、た4、ろ5、ろ4、れ2及びれ1小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って鮭ヶ崎を迂回して進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 10 変更後の船越半島鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡山田町地内の林道焼石線と作業道焼石線との交点を起点とし、起点から林道焼石線を北西に進み沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って小根ヶ崎及び亀ヶ鼻を迂回して進み国有林三陸北部森林管理署26林班と民有林1林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み作業道焼石線との交点に至り、同点から同作業道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 11 変更後の山田町小谷鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡山田町地内の町道大浦小谷鳥線と旧大釜釜ラン局専用道路との交点を起点とし、起点から町道大浦小谷鳥線を北に進み町道小谷鳥澁磯線との交点に至り、同点から同町道を東に進み国有林三陸北部森林管理署27林班と民有林11、10、9、7及び1林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って白崎及び大釜崎を迂回して進み国有林三陸北部森林管理署29林班と民有林13林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧大釜釜ラン局専用道路との交点に至り、同点から同専用道路を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域